

第4回入間市児童福祉審議会 意見・質問一覧

No.	委員名	資料No.	項目	ご意見・ご質問	回答
1	池田会長	資料4-1	入間市公立保育所における保育士加配基準表	現状の「手帳での判断による加配」と「手帳での判断によらない加配」の割合を教えてください。	令和2年度の加配児数は69名でした。内訳としては、「手帳での判断による加配」は3名、「手帳での判断によらない加配」は66名となっており、約96%が「手帳での判断によらない加配」となっています。
2	池田会長	資料4-1	入間市公立保育所における保育士加配基準表	加配保育士の配置は、児童・保護者の要望によるものの他に、保育所側からの提案により配置された例があるか教えてください。	現状では、保育所側からの提案(加配基準表)により加配保育士の配置を決定しています。保護者の要望がある場合については、保育所が保護者から状況を伺い、それを提案として加配基準表を作成し、配置しています。
3	池田会長	資料4-1	入間市公立保育所における保育士加配基準表	加配保育士の要望があっても、ICTやバリアフリーといった環境改善によって対応した事例はありますか。	加配保育士の有無に関わらず、保育所において環境改善が必要な場合は、手摺を設置するなど随時対応しています。
4	野口春美委員	資料4-1	基準表の改正	現状の基準表では児童の全体像や成長の過程が確認できないことから同基準表の見直し・改正を図ることは大変望ましいと思います。現状の反省・気づきから検討・見直しを経て、ベターな支援につながり続けることを願いたい。	ご意見ありがとうございます。今後もよりよい支援ができる体制づくりに努めていきます。
5	野口春美委員	資料4-1	基準表(改正後) 項目 生活	【家庭の状況】・生活習慣に睡眠が含まれているので、生活の項目の食事、着替え、排せつ、集団行動に「睡眠」を加えると良いのではないかと?	今回の追記部分に併せ生活の項目部分にも「睡眠」を追加します。
6	野口春美委員	資料4-1	基準表(改正後) 【家庭の状況】保護者の児童へのかかわり	(親子の愛着形成)に加えて、養育態度、保護者・家族の特性等、特性の理解・協力の観点を追加したらどうか?	児童の情報を得る上では必要な情報であるので、記入例に追加します。

7	野口春美委員	資料 4-1	<p>基準表 (改正後)</p> <p>【家庭の状況】家族構成及び保護者以外の支援者の有無</p>	<p>(受診・療育・相談施設、療育内容、期間・間隔等)の追加をしたらどうか?</p>	<p>保育所が別途作成する加配要望の一覧表に追加します。</p>
8	野口春美委員	資料 4-1	<p>基準表 (改正後)</p> <p>【支援の方法と成果】</p>	<p>成長・発達を客観的に評価・振り返るために、特に伸びた点や課題の記載もあると良いのではないかと？</p> <p>また、見守り・援助の方法のポイントも記載しておくことで、支援や就学への参考になるのではないかと？</p>	<p>児童の情報を得る上では必要な情報であるので、記入例に追加します。</p>
9	田辺委員	資料 4-1	<p>改正理由等</p>	<p>障害児保育を行うための加配職員の配置基準を設けて対応していることに感謝したい。また、障害児保育に係る支援制度・施策をよりよく理解し、保育・幼稚園現場の参考に資する為、下記の通り質問と意見を述べさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育として受け入れている対象児童（医療的ケアを必要とする児童を含む）及び保育士加配がそれぞれ何名いるか等の現況。 ・個別のカリキュラムの作成及び活用方法。 ・加配職員が対応できる時間。及び延長保育の場合の対応 ・保護者の申し出から決定するまでのプロセス。また、申請してから加配が配置されるまでの期間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児を含む加配児童については、69名（R2.4 現在）です。また、加配保育士については、現在嘱託保育士 31 名が担当しています。 ・個別のカリキュラムについては、個別指導計画を作成しています。計画では児童に合った目標を設定し、指導を行っています。 ・加配児は主に嘱託保育士が担当しており、通常の勤務時間内（7：30～18：30のうち7時間45分）で対応しています。嘱託保育士が不在の場合は別の当番職員が担当しています。 ・加配決定までのプロセスとしては、保育所が作成する加配基準表を基に、当該児童の状況を保育所で直接確認した上で、審査をしていま

				<p>・身体障害者手帳、療育手帳等での加配区分と併せて、手帳での判断によらない加配区分（現行・改正後も共に）があって良い。更に家庭での状況を記述する項目を追加することは、個人情報収集の制約の観点から難しい点があるかもしれないが本提案内容（生活習慣・保護者の児童への関わり・家族構成）は適切な内容である。より合理的な判断ができると考える。また、「支援の方法と成果」を追加することは、入所後の保育資料としても活用できる。障害児保育に係る研修等を通して是非充実させて欲しい。</p> <p>・「保育現場での児童の様子も併せて総合的に勘案し判断する」とあるが、今後もし是非、保育現場の意見を重要視していただきたい。</p> <p>・「非該当」と「2：1を検討」の間、つまり「3：1」あるいは「明確な障害ではないがその疑いのある子ども所謂グレーゾーンの子ども」が同一学年内に複数名いる場合の対応はどのようなのか。</p>	<p>す。期間としては、基準表の作成を11月から開始し、正式な配置が発表される3月までとなり、5ヶ月程度の期間を要しています。なお、保護者から直接の申し出による取扱いはありません。</p> <p>・今後も保育士の研修を実施し、より良い支援が実施できるよう努めていきます。</p> <p>・加配児の審査を行う際には、現場の声をよく聞き、できるだけ反映できるように対応していきたいと考えています。</p> <p>・公立保育所では、障害児だけでなく、グレーゾーンの子どもについても含めた上で、それぞれ「非該当」「2：1を検討」「1：1」に該当するかを審査しています。</p>
10					